

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所における核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和4年4月11日(月)13時30分～14時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、佐久間安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他14名

#### 5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和4年2月21日付けで申請のあった原子力科学研究所に係る核燃料物質使用変更許可申請書について、提出資料に基づき、説明があった。

(2) 原子力規制庁は、説明内容について事実確認を行うとともに、以下の点を指摘した。

○バックエンド研究施設における、作業実態に則した放射線業務従事者の被ばく線量評価について速やかに示すこと。なお、線量評価の条件設定にあたり、核燃料物質の取扱量が研究者で異なるのであれば、その実態について聞き取り調査を速やかに行い、これを踏まえた条件設定の考え方について説明すること。

○廃棄物安全試験施設における、使用を終了した核燃料物質等を安定化処理するための中和、濃縮の操作は、既許可通りの操作なのでの放射線業務従事者に係る被ばく線量にも変更はないとの説明は理解したが、申請書における当該記載がないことから、一部補正において記載を検討すること。

(3) 原子力機構から、原子力規制庁の指摘を踏まえ、対応を検討するとともに、次回面談において説明する旨発言があった。

#### 6. 提出資料

・現行の試験条件による遮蔽評価

・廃棄物安全試験施設における使用を終了した核燃料物質等の中和、濃縮、固化等に係る作業内容